

＜自己資本の構成に関する開示事項＞

平成29年7月31日
株式会社 北國銀行

バーゼルⅢ 国際統一基準 連結 【平成29年6月末】

(単位:百万円、%)

国際様式の 該 当 番 号	項 目	平成29年6月末		平成29年3月末	
			経過措置に よる不算入 額		経過措置によ る不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目 (1)					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	202,977		197,359	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	39,419		39,419	
2	うち、利益剰余金の額	163,680		159,480	
1c	うち、自己株式の額(△)	121		193	
26	うち、社外流出予定額(△)	-		1,347	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	275		326	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	39,714	9,928	35,948	8,987
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主 持分の額	-		-	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基 礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,431		1,408	
	非支配株主持分等に係る経過措置により普通株式 等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額	1,431		1,408	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	244,399		235,043	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目 (2)					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツ に係るものを除く。)の額の合計額	6,789	1,697	6,652	1,663
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含 む。)の額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ラ イツに係るもの以外のものの額	6,789	1,697	6,652	1,663
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 8	△ 2	△ 20	△ 5
12	適格引当金不足額	-	-	-	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって 自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを 除く。)の額	0	0	0	0
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の 額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	2,844	711	2,991	747
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段 のうち普通株式に該当するものに関連するもの	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシ ング・ライツに係るものに限る。)に関連するもの	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに 限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段 のうち普通株式に該当するものに関連するもの	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシ ング・ライツに係るものに限る。)に関連するもの	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに 限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	-	-	-	-
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	9,625		9,622	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	234,774		225,420	

その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)						
30	31a	その他Tier 1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b	その他Tier 1資本調達手段に係る新株予約権の	-		-	
	32	その他Tier 1資本調達手段に係る負債の額	-		-	
		特別目的会社等の発行するその他Tier 1資本調達手段の額	-		-	
34-35	その他Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	187		181		
33+35	適格旧Tier 1資本調達手段の額のうちその他Tier 1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-		
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-		
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		-		
	経過措置によりその他Tier 1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-		
36	その他Tier 1資本に係る基礎項目の額 (二)	187		181		
その他Tier 1資本に係る調整項目						
37	自己保有その他Tier 1資本調達手段の額	-		-		
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額	-		-		
39	少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手	-		-		
40	その他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段	-		-		
	経過措置によりその他Tier 1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-		
42	Tier 2資本不足額	-		-		
43	その他Tier 1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-		-		
その他Tier 1資本						
44	その他Tier 1資本の額 (二) - (ホ) (ヘ)	187		181		
Tier 1資本						
45	Tier 1資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)	234,961		225,602		
Tier 2資本に係る基礎項目 (4)						
46		Tier 2資本調達手段に係る株主資本の額及びそ	-		-	
		Tier 2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
		Tier 2資本調達手段に係る負債の額	-		-	
		特別目的会社等の発行するTier 2資本調達手段	-		-	
48-49	Tier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	44		42		
47+49	適格旧Tier 2資本調達手段の額のうちTier 2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-		
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-		
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		-		
50	一般貸倒引当金Tier 2算入額及び適格引当金Tier 2算入額の合計額	12,422		12,354		
50a	うち、一般貸倒引当金Tier 2算入額	12,422		12,354		
50b	うち、適格引当金Tier 2算入額	-		-		
	経過措置によりTier 2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	7,593		7,179		
	その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier 2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	7,593		7,179		
51	Tier 2資本に係る基礎項目の額 (チ)	20,059		19,576		
Tier 2資本に係る調整項目						
52	自己保有Tier 2資本調達手段の額	-		-		
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段の額	-		-		
54	少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額	3,797	949	4,071	1,017	
55	その他金融機関等のTier 2資本調達手段の額	-		-		
	経過措置によりTier 2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-		
	調整項目に係る経過措置によりTier 2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額	-		-		
57	Tier 2資本に係る調整項目の額 (リ)	3,797		4,071		
Tier 2資本						
58	Tier 2資本の額 (チ) - (リ) (ヌ)	16,262		15,505		
総自己資本						
59	総自己資本の額 (ト) + (ヌ) (ル)	251,224		241,107		

リスク・アセット (5)				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,697		1,663
	うち、調整項目に係る経過措置により、リスク・アセットの額に算入される無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）に係るものの額	1,697		1,663
	うち、繰延税金資産に係るものの額	-		-
	うち、自己保有普通株式等に係るものの額	0		0
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	1,962,005		1,912,390
連結自己資本比率				
61	連結普通株式等Tier 1比率 (ハ) / (ヲ)	11.96%		11.78%
62	連結Tier 1比率 (ト) / (ヲ)	11.97%		11.79%
63	連結総自己資本比率 (ル) / (ヲ)	12.80%		12.60%
調整項目に係る参考事項 (6)				
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	24,442		23,433
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	767		643
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-		-
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-		-
Tier 2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)				
76	一般貸倒引当金の額	12,422		12,354
77	一般貸倒引当金に係るTier 2資本算入上限額	23,459		22,845
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とす	-		-
79	適格引当金に係るTier 2資本算入上限額	-		-
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)				
82	適格旧Tier 1資本調達手段に係る算入上限額	-		-
83	適格旧Tier 1資本調達手段の額から適格旧Tier 1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		-
84	適格旧Tier 2資本調達手段に係る算入上限額	-		-
85	適格旧Tier 2資本調達手段の額から適格旧Tier 2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		-

・上記は、平成26年金融庁告示第7号の附則別紙様式第2号に基づく開示事項です。

・「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成24年6月に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。